

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月11日（平成30年（行情）諮問第250号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第520号）

事件名：子育て安心プランにおける保育の受け皿の算定根拠等が算用数字を用いて記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、別紙の4及び5に掲げる文書を特定し、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年2月23日付け厚生労働省発子0223第1号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

この請求については、国会やニュースで取り上げられており、国民の関心が非常に高い分野であると思われる。

1枚しか文書がないとは考えにくいため、審査請求させていただきます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成30年1月25日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年3月11日付け（同月12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を開示することとした原処分は妥当であるとして諮問する。

なお、下記の理由から本件対象文書を補足する文書として本件対象文書2を新たに特定する。

### 3 理由

#### (1) 本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「子育て安心プランにおける保育の受け皿整備量の算定根拠や積算」に関する文書について行われたものである。

原処分は、本件対象文書1を特定したところであるが、本件審査請求を受けて諮問庁において確認したところ、本件対象文書2についても、本件開示請求の対象として新たに特定することが妥当であると判断した。

#### (2) 本件対象文書2について

当該文書は、子育て安心プランにおける保育の受け皿整備量の算定根拠となる、平成35年の利用申込者数（見込）の積算が記載されており、本件対象文書の内容を補足する文書である。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求書の中で、「1枚しか文書が無いとは考えにくいので、審査請求させていただきます。」と主張している。しかし、原処分は不開示決定ではなく、「子育て安心プランにおける保育の受け皿整備量の算定根拠や積算が記載された文書」として本件対象文書1を開示決定しており、新たに特定した本件対象文書2は、本件対象文書1を補足する文書であるため、平成30年2月23日付けで行った原処分は妥当である。

### 4 結論

以上のことにより、本件審査請求については、本件対象文書1を開示することとした原処分を維持することが妥当であると考えます。

なお、本件対象文書1を補足する文書として本件対象文書2を新たに特定する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年6月11日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成31年2月21日 | 審議            |
| ④ 同年3月19日    | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書1を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

審査請求人は、本件請求文書に該当する文書が他にもあるはずとしており、諮問庁は、諮問に当たり、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書2を追加して特定し、開示すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の特定の妥当性について、理由説明書（上記第3の3(1)及び(2)）において、おおむね以下のとおり説明する。

### ア 本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「子育て安心プランにおける保育の受け皿整備量の算定根拠や積算」に関する文書について行われたものである。

原処分は、本件対象文書1を特定したところであるが、本件審査請求を受けて諮問庁において確認したところ、本件対象文書2についても、新たに特定することが妥当であると判断した。

### イ 本件対象文書2について

当該文書は、子育て安心プランにおける保育の受け皿整備量の算定根拠となる、平成35年の利用申込者数（見込）の積算が記載されている文書である。

(2) 当審査会において、諮問書に添付されている本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書1には、子育て安心プランに掲げられている「約32万人」の算定根拠について、平成35年の保育の利用申込者数（見込）である295万人から平成30年の保育の利用児童数（見込）である263万人を差し引いて算出している内容の記載が認められ、本件対象文書2には、本件対象文書1に記載されている平成35年の保育の利用申込者数（見込）である295万人の算定根拠について、3歳以上児、1・2歳児、0歳児ごとに算出している内容の記載が認められ、いずれも、本件請求文書に該当するものと認められる。

(3) 一方、子育て安心プランに掲げられている「約22万人」の算定根拠について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書1に記載されている平成33年の保育の利用申込者数（見込）である285万人から平成30年の保育の利用児童数（見込）である263万人を差し引いて算出しているとのことである。

(4) そこで、当審査会において、諮問庁から、平成33年の保育の利用申込者数（見込）である285万人の算定根拠が記載されている文書（別紙の4に掲げる文書）の提示を受けて確認したところ、別紙の4に掲げる文書には、平成33年の保育の利用申込者数（見込）である285万

人について、3歳以上児、1・2歳児、0歳児ごとに算出している内容の記載が認められる。

- (5) さらに、平成30年の保育の利用児童数（見込）である263万人の算定根拠について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、平成28年9月2日付けでプレスリリースした同年4月1日時点での保育所等を利用する児童数246万人に、保育所等関連状況調査から抽出した平成28年度及び平成29年度の保育拡大量約17万人を加えて算出したとのことであり、当審査会において、諮問庁から、同年9月2日付けのプレスリリース（別紙の5に掲げる文書）の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおり記載が認められる。
- (6) したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものとして、別紙の4及び5に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し開示決定等をすべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4及び5に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

## 別紙

### 1 本件請求文書

子育て安心プランにおいて、「待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年から平成31年度末までの2年間で確保」，「平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人の受け皿整備」とありますが，22万人，32万人とする算定根拠や積算が，算用（アラビア）数字を用いて記載されているもの。算定や積算に算用（アラビア）数値を使用していないものは開示不要です。

### 2 本件対象文書1

「子育て安心プラン」における保育の受け皿整備量について

### 3 本件対象文書2

（参考）平成35年保育の利用申込者数の算定について

### 4 追加して特定すべき文書1

平成33年の保育の利用申込者数を算定した文書

### 5 追加して特定すべき文書2

平成28年9月2日付けの保育所等関連状況取りまとめに関するプレスリリース